

平成25年度 第1回通常総会議案

日時 平成26年3月28日（金）午後1時30分

場所 KKRホテル札幌「丹頂」



北海道農地・水保全管理対策協議会

北海道農地・水保全管理対策協議会
平成25年度第1回通常総会次第

日時：平成26年3月28日（金）13:30～15:00

場所：KKRホテル札幌 5F「丹頂」

1. 開 会

2. 開 会 挨 拶 北海道農地・水保全管理対策協議会
副会長 宮谷内 留 雄

3. 来 賓 挨 拶 北海道開発局 農業水産部
部 長 仲 家 修 一 様

4. 議 長 選 出

5. 議事録署名人選出

6. 報 告 事 項 内部監査結果について

7. 議 題

(1) 議案第1号 規約・諸規程の変更について

(2) 議案第2号 平成25年度事業報告及び収入支出補正予算・決算見込みについて

(3) 議案第3号 平成26年度事業計画及び収入支出予算について

(4) 議案第4号 役員の補欠選任について

8. 閉 会

平成25年度内部監査報告書（前期）

平成25年11月29日

北海道農地・水保全管理対策協議会会長 様

内部監査責任者 監査員 沼田 光弘

平成25年度前期の内部監査の終了に係る結果について、次のとおり報告します。

1 監査の日程	平成25年11月29日（金） 午前10時～11時 北濃ビル10階 北海道農業協同組合中央会 会議室
2 監査の内容	北海道農地・水保全管理対策協議会内部監査実施規程第3条に基づき、平成25年度前期（4月～9月）に係る定期監査として、道協議会の業務及び資金管理の実施状況について行った。
3 監査の基準	（1）業務は、規約及び諸規程に基づき確実に実施されているか。 （2）資金管理は、業務方法書及び会計処理規程に基づき適正に実施されているか。
4 監査の結果	業務及び資金管理について内部監査の結果、不適合は認められない。

平成25年度内部監査報告書（後期）

平成26年3月20日

北海道農地・水保全管理対策協議会会長 様

内部監査責任者 監査員 沼田 光弘

平成25年度後期の内部監査の終了に係る結果について、次のとおり報告します。

1 監査の日程	平成26年3月20日（木） 午前10時～11時 北濃ビル10階 北海道農業協同組合中央会 会議室
2 監査の内容	北海道農地・水保全管理対策協議会内部監査実施規程第3条に基づき、平成25年度後期（10月～2月）に係る定期監査として、道協議会の業務及び資金管理の実施状況について行った。
3 監査の基準	（1）業務は、規約及び諸規程に基づき確実に実施されているか。 （2）資金管理は、業務方法書及び会計処理規程に基づき適正に実施されているか。
4 監査の結果	業務及び資金管理について内部監査の結果、不適合は認められない。

議案第1号

規約・諸規程の変更について

国の要綱・要領の改正等に伴い、この会の規約・規程の変更について、別記のとおり議決を求める。

平成26年3月28日 提出

北海道農地・水保全管理対策協議会
副会長 宮谷内 留 雄

※ この議案に係る事項の議決後、農林水産省農村振興局長の届け出の際に字句修正等の軽易な変更を行う場合は、会長においてこれを専決することができるものとし、その結果を報告するものとする。

別紙

「北海道農地・水保全管理対策協議会規約」新旧対照表

変 更 後	変 更 前
北海道農地・水保全管理対策協議会規約	北海道農地・水保全管理対策協議会規約
平成 19 年 4 月 16 日制定 平成 22 年 4 月 1 日変更 平成 23 年 8 月 30 日変更 平成 24 年 4 月 6 日変更 <u>平成 26 年 4 月 1 日変更</u>	平成 19 年 4 月 16 日制定 平成 22 年 4 月 1 日変更 平成 23 年 8 月 30 日変更 平成 24 年 4 月 6 日変更
第1章 総 則	第1章 総 則
(名称) 第1条 [略]	(名称) 第1条 [略]
(事務所) 第2条 [略]	(事務所) 第2条 [略]
(目的) 第3条 <u>道協議会は、農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに農業用排水路等の施設の長寿命化のための活動の推進等に資することを目的とする。</u>	(目的) 第3条 道協議会は、地域の農地・農業用水等の資源と環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域共同による農地・農業用水等の資源と農村環境の保全活動及び農業用排水路等の施設の長寿命化のための活動の推進等に資することを目的とする。
(事業) 第4条 道協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 一 <u>多面的機能支払交付金</u> (1) <u>農地維持支払交付金</u> (2) <u>資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)</u>	(事業) 第4条 道協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 一 <u>共同活動支援交付金に関すること。</u>

変 更 後	変 更 前
<p>(3) <u>資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)</u></p> <p>(4) <u>資源向上支払交付金(高度な農地・水の保全活動)</u></p> <p>(5) <u>資源向上支払交付金(地域資源保全プランの策定)</u></p> <p>(6) <u>資源向上支払交付金(活動組織の広域化・体制強化)</u></p> <p><u>二 多面的機能支払推進交付金</u> (削除)</p> <p><u>三 その他道協議会の目的を達成するために必要なこと。</u></p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">第2章 会 員 等</p> <p>(道協議会の会員)</p> <p>第5条 道協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <p>一 北海道</p> <p>二 <u>多面的機能支払交付金</u>の交付対象となる活動組織がある市町村</p> <p>三 北海道土地改良事業団体連合会</p> <p>四 北海道農業協同組合中央会</p> <p>五 北海道市長会</p> <p>六 北海道町村会</p> <p>七 北海道農業会議</p> <p>2 前項各号に掲げる会員の代表者は、各会員が定める。</p> <p>(届出)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(アドバイザー)</p> <p>第7条 [略]</p> <p style="text-align: center;">第3章 役 員 等 [略]</p>	<p><u>二 向上活動支援に関すること。</u></p> <p><u>三 農地・水保全管理支払推進交付金に関すること。</u></p> <p><u>四 向上活動推進事業補助金等に関すること。</u></p> <p>五 その他道協議会の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">第2章 会 員 等</p> <p>(道協議会の会員)</p> <p>第5条 道協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <p>一 北海道</p> <p>二 <u>農地・水保全管理支払交付金</u>の交付対象となる活動組織がある市町村</p> <p>三 北海道土地改良事業団体連合会</p> <p>四 北海道農業協同組合中央会</p> <p>五 北海道市長会</p> <p>六 北海道町村会</p> <p>七 北海道農業会議</p> <p>2 前項各号に掲げる会員の代表者は、各会員が定める。</p> <p>(届出)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>(アドバイザー)</p> <p>第7条 [略]</p> <p style="text-align: center;">第3章 役 員 等 [略]</p>

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;">第4章 総 会</p> <p>(総会の種別等) 第14条 [略]</p> <p>(総会の招集) 第15条 [略]</p> <p>(総会の議決方法等) 第16条 [略]</p> <p>(総会の権能) 第17条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。 一 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。 二 年度事業報告及び収支決算に関すること。 三 諸規程の制定及び改廃に関すること。 四 <u>多面的機能支払交付金の実施</u>に関すること。 (削除) 五 <u>多面的機能支払推進交付金の実施</u>に関すること。 (削除) 六 その他道協議会の運営に関する重要な事項。</p> <p>(特別議決事項) 第18条 [略]</p> <p>(書面又は代理人による議決) 第19条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第4章 総 会</p> <p>(総会の種別等) 第14条 [略]</p> <p>(総会の招集) 第15条 [略]</p> <p>(総会の議決方法等) 第16条 [略]</p> <p>(総会の権能) 第17条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。 一 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。 二 年度事業報告及び収支決算に関すること。 三 諸規程の制定及び改廃に関すること。 四 <u>共同活動支援交付金の実施</u>に関すること。 五 <u>向上活動支援</u>に関すること。 六 <u>農地・水保全管理支払推進交付金の実施</u>に関すること。 七 <u>向上活動推進事業補助金等</u>に関すること。 八 その他道協議会の運営に関する重要な事項。</p> <p>(特別議決事項) 第18条 [略]</p> <p>(書面又は代理人による議決) 第19条 [略]</p>

変 更 後	変 更 前
<p>(議事録) 第20条 [略]</p> <p>第5章 幹 事 会 [略]</p> <p>第6章 事 務 局 [略]</p> <p>第7章 会 計</p> <p>(事業年度) 第26条 [略]</p> <p>(資金) 第27条 道協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。 一 <u>多面的機能支払交付金</u> 二 一の国からの交付金と一体的に交付される地方公共団体からの補助金等</p> <p>(削除) <u>三 多面的機能支払推進交付金</u></p> <p>(削除) <u>四</u> その他の収入</p> <p>(資金の取扱い) 第28条 [略]</p> <p>(事務経費支弁の方法等) 第29条 道協議会の事務に要する経費は、第27条第1項第三号の<u>多面的機能支払推進交付金</u>、同条第四号のその他の収入をもって充てる。</p>	<p>(議事録) 第20条 [略]</p> <p>第5章 幹 事 会 [略]</p> <p>第6章 事 務 局 [略]</p> <p>第7章 会 計</p> <p>(事業年度) 第26条 [略]</p> <p>(資金) 第27条 道協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。 一 <u>共同活動支援交付金</u> 二 一の国からの<u>支援</u>交付金と一体的に交付される地方公共団体からの補助金等 三 <u>向上活動支援に係る地方公共団体からの補助金等</u> 四 <u>農地・水保全管理支払推進交付金</u> 五 <u>向上活動推進事業補助金等</u> 六 その他の収入</p> <p>(資金の取扱い) 第28条 [略]</p> <p>(事務経費支弁の方法等) 第29条 道協議会の事務に要する経費は、第27条第1項第三号の<u>向上活動支援に係る地方公共団体からの補助金等</u>、同条第四号の<u>農地・水保全管理支払推進交付金</u>、同条第五号の<u>向上活動推進事業補助金等</u>及び同条第六</p>

変 更 後	変 更 前
<p>2 [略]</p> <p>(年度事業計画及び収支予算)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>(監査等)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>(報告)</p> <p>第32条 会長は、<u>多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第〇〇号。以下「要綱」という。)</u>、その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を農村振興局長に提出しなければならない。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>第8章 道協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分 (規約の変更)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>(事業終了後及び道協議会が解散した場合の残余財産の処分)</p> <p>第34条 第4条第1項第一号<u>及び第二号</u>の事業が終了した場合及び道協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額及びその運用益にあつては農村振興局長に返還するとともに、同条第1項第一号<u>及び第二号</u>の事業に係る地方公共団体からの交付相当額及びその運用益にあつては、当該地方公共団体に返還するものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p><u>号のその他の収入をもって充てる。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(年度事業計画及び収支予算)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>(監査等)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>(報告)</p> <p>第32条 会長は、<u>農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月6日付け23農振第2342号)、(以下、「要綱」という。)</u>、<u>農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成24年4月6日23農振第2343号)、(以下、「要領」という。)</u>その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を農村振興局長に提出しなければならない。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>第8章 道協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分 (規約の変更)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>(事業終了後及び道協議会が解散した場合の残余財産の処分)</p> <p>第34条 第4条第1項第一号<u>から四号</u>の事業が終了した場合及び道協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額及びその運用益にあつては農村振興局長に返還するとともに、同条第1項第一号<u>から第四号</u>の事業に係る地方公共団体からの交付相当額及びその運用益にあつては、当該地方公共団体に返還するものとする。</p> <p>2 [略]</p>

変 更 後	変 更 前
<p style="text-align: center;">第9章 雑 則</p> <p>(細則)</p> <p>第35条 要綱その他この規約に定めるもののほか、道協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。</p> <p>附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号)</p> <p>1～4 [略]</p> <p>附 則 (平成22年5月28日付け22道協議会第35号)</p> <p>1 [略]</p> <p>附 則 (平成23年8月30日付け23道協議会第63号)</p> <p>1 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この規約は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第9章 雑 則</p> <p>(細則)</p> <p>第35条 要綱、<u>要領</u>その他この規約に定めるもののほか、道協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。</p> <p>附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号)</p> <p>1～4 [略]</p> <p>附 則 (平成22年5月28日付け22道協議会第35号)</p> <p>1 [略]</p> <p>附 則 (平成23年8月30日付け23道協議会第63号)</p> <p>1 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p>

「北海道農地・水保全管理対策協議会事務処理規程」新旧対照表

変 更 後	変 更 前																								
北海道農地・水保全管理対策協議会事務処理規程	北海道農地・水保全管理対策協議会事務処理規程																								
平成 19 年 4 月 16 日制定 平成 22 年 4 月 1 日変更 平成 23 年 8 月 30 日変更 平成 24 年 4 月 6 日変更 <u>平成 26 年 4 月 1 日変更</u>	平成 19 年 4 月 16 日制定 平成 22 年 4 月 1 日変更 平成 23 年 8 月 30 日変更 平成 24 年 4 月 6 日変更																								
(目的) 第1条 [略]	(目的) 第1条 [略]																								
(事務処理の原則) 第2条 [略]	(事務処理の原則) 第2条 [略]																								
(事務処理体制) 第3条 道協議会の事務処理は、 <u>道協議会規約第4条に定める各事業の区分ごとに</u> 、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。	(事務処理体制) 第3条 道協議会の事務処理は、 <u>次の各号に掲げる区分ごとに</u> 、当該各号に掲げる事務責任者を置き、分担して行うものとする。																								
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(事務の区分)</th> <th style="text-align: left;">(事務委託組織)</th> <th style="text-align: left;">(事務責任者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 <u>多面的機能支払交付金</u> に係る事務 (削除)</td> <td>北海道土地改良 事業団体連合会</td> <td>北海道農政部農村振興局 農村設計課活性化担当課長</td> </tr> <tr> <td>二 <u>多面的機能支払推進交付金</u> に係る事務 (削除)</td> <td>北海道土地改良 事業団体連合会</td> <td>北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長</td> </tr> </tbody> </table>	(事務の区分)	(事務委託組織)	(事務責任者)	一 <u>多面的機能支払交付金</u> に係る事務 (削除)	北海道土地改良 事業団体連合会	北海道農政部農村振興局 農村設計課活性化担当課長	二 <u>多面的機能支払推進交付金</u> に係る事務 (削除)	北海道土地改良 事業団体連合会	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(事務の区分)</th> <th style="text-align: left;">(事務委託組織)</th> <th style="text-align: left;">(責任者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 <u>共同活動支援交付金</u> に係る事務</td> <td>北海道土地改良 事業団体連合会</td> <td>北海道農政部農村振興局 農村設計課活性化担当課長</td> </tr> <tr> <td>二 <u>向上活動支援に係る事務</u></td> <td>北海道土地改良 事業団体連合会</td> <td>北海道農政部農村振興局 農村設計課活性化担当課長</td> </tr> <tr> <td>三 <u>農地・水保全管理支払推進交付金</u> に係る事務</td> <td>北海道土地改良 事業団体連合会</td> <td>北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長</td> </tr> <tr> <td>四 <u>向上活動推進事業補助 助金等に係る事務</u></td> <td>北海道土地改良 事業団体連合会</td> <td>北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長</td> </tr> </tbody> </table>	(事務の区分)	(事務委託組織)	(責任者)	一 <u>共同活動支援交付金</u> に係る事務	北海道土地改良 事業団体連合会	北海道農政部農村振興局 農村設計課活性化担当課長	二 <u>向上活動支援に係る事務</u>	北海道土地改良 事業団体連合会	北海道農政部農村振興局 農村設計課活性化担当課長	三 <u>農地・水保全管理支払推進交付金</u> に係る事務	北海道土地改良 事業団体連合会	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長	四 <u>向上活動推進事業補助 助金等に係る事務</u>	北海道土地改良 事業団体連合会	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長
(事務の区分)	(事務委託組織)	(事務責任者)																							
一 <u>多面的機能支払交付金</u> に係る事務 (削除)	北海道土地改良 事業団体連合会	北海道農政部農村振興局 農村設計課活性化担当課長																							
二 <u>多面的機能支払推進交付金</u> に係る事務 (削除)	北海道土地改良 事業団体連合会	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長																							
(事務の区分)	(事務委託組織)	(責任者)																							
一 <u>共同活動支援交付金</u> に係る事務	北海道土地改良 事業団体連合会	北海道農政部農村振興局 農村設計課活性化担当課長																							
二 <u>向上活動支援に係る事務</u>	北海道土地改良 事業団体連合会	北海道農政部農村振興局 農村設計課活性化担当課長																							
三 <u>農地・水保全管理支払推進交付金</u> に係る事務	北海道土地改良 事業団体連合会	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長																							
四 <u>向上活動推進事業補助 助金等に係る事務</u>	北海道土地改良 事業団体連合会	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長																							

変 更 後	変 更 前
<p>2 [略]</p> <p>(雑則)</p> <p>策4条 <u>多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第〇〇〇号)</u>、<u>多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第〇〇〇号)</u>、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号)</p> <p>1 [略]</p> <p>附 則(平成22年5月28日付け22道協議会第36号)</p> <p>1 [略]</p> <p>附 則(平成23年8月30日付け23道協議会第64号)</p> <p>1 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>2 [略]</p> <p>(雑則)</p> <p>策4条 <u>農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月6日付け23農振第2342号)</u>、<u>農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成24年4月6日付け23農振第2343号)</u>、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号)</p> <p>1 [略]</p> <p>附 則(平成22年5月28日付け22道協議会第36号)</p> <p>1 [略]</p> <p>附 則(平成23年8月30日付け23道協議会第64号)</p> <p>1 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p>

「北海道農地・水保全管理対策協議会会計処理規程」新旧対照表

変 更 後	変 更 前
北海道農地・水保全管理対策協議会会計処理規程	北海道農地・水保全管理対策協議会会計処理規程
平成 19 年 4 月 16 日制定 平成 23 年 8 月 30 日変更 平成 24 年 4 月 6 日変更 <u>平成 26 年 4 月 1 日変更</u>	平成 19 年 4 月 16 日制定 平成 23 年 8 月 30 日変更 平成 24 年 4 月 6 日変更
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目的)	(目的)
第 1 条 [略]	第 1 条 [略]
(適用範囲)	(適用範囲)
第 2 条 道協議会の会計業務に関しては、 <u>多面的機能支払交付金実施要綱(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第〇〇〇号。以下「要綱」という。)</u> 、及び道協議会規約(以下「協議会規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。	第 2 条 道協議会の会計業務に関しては、 <u>農地・水保全管理支払交付金交付要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2342 号。以下「要綱」という。)</u> 、及び道協議会規約(以下「協議会規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。
(会計原則)	(会計原則)
第 3 条 [略]	第 3 条 [略]
(会計区分)	(会計区分)
第 4 条 道協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。	第 4 条 道協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。
一 <u>多面的機能支払交付金会計</u>	一 <u>共同活動支援交付金会計</u>
(1) <u>農地維持支払交付金</u>	
(2) <u>資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)</u>	
(3) <u>資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)</u>	
	二 <u>向上活動支援会計</u>

変 更 後	変 更 前														
<p>(4) <u>資源向上支払交付金(高度な農地・水の保全活動)</u> (5) <u>資源向上支払交付金(地域資源保全プランの策定)</u> (6) <u>資源向上支払交付金(活動組織の広域化・体制強化)</u> <u>二 多面的機能支払推進交付金会計</u> (削除) 2 [略]</p> <p>(口座の開設) 第5条 [略]</p> <p>(会計年度) 第6条 [略]</p> <p>(出納責任者) 第7条 [略]</p> <p>(経理責任者) 第8条 次の各号に掲げる道協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。</p> <table border="0" data-bbox="190 1061 1097 1181"> <tr> <td style="text-align: center;">(事務の区分)</td> <td style="text-align: center;">(経理責任者)</td> </tr> <tr> <td>一 <u>多面的機能支払交付金</u>に係る事務</td> <td>北海道土地改良事業団体連合会 経理主任者</td> </tr> </table> <p>(削除)</p> <table border="0" data-bbox="190 1268 1097 1348"> <tr> <td>二 <u>多面的機能支払推進交付金</u>に係る事務</td> <td>北海道土地改良事業団体連合会 経理主任者</td> </tr> </table>	(事務の区分)	(経理責任者)	一 <u>多面的機能支払交付金</u> に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会 経理主任者	二 <u>多面的機能支払推進交付金</u> に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会 経理主任者	<p>三 <u>農地・水保全管理支払推進交付金会計</u> 四 <u>向上活動推進事業補助金等会計</u> 2 [略]</p> <p>(口座の開設) 第5条 [略]</p> <p>(会計年度) 第6条 [略]</p> <p>(出納責任者) 第7条 [略]</p> <p>(経理責任者) 第8条 次の各号に掲げる道協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。</p> <table border="0" data-bbox="1131 1061 2038 1348"> <tr> <td style="text-align: center;">(事務の区分)</td> <td style="text-align: center;">(経理責任者)</td> </tr> <tr> <td>一 <u>共同活動支援交付金</u>に係る事務</td> <td>北海道土地改良事業団体連合会 経理主任者</td> </tr> <tr> <td>二 <u>向上活動支援に係る事務</u></td> <td>北海道土地改良事業団体連合会 経理主任者</td> </tr> <tr> <td>三 <u>農地・水保全管理支払推進交付金</u> に係る事務</td> <td>北海道土地改良事業団体連合会 経理主任者</td> </tr> </table>	(事務の区分)	(経理責任者)	一 <u>共同活動支援交付金</u> に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会 経理主任者	二 <u>向上活動支援に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会 経理主任者	三 <u>農地・水保全管理支払推進交付金</u> に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会 経理主任者
(事務の区分)	(経理責任者)														
一 <u>多面的機能支払交付金</u> に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会 経理主任者														
二 <u>多面的機能支払推進交付金</u> に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会 経理主任者														
(事務の区分)	(経理責任者)														
一 <u>共同活動支援交付金</u> に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会 経理主任者														
二 <u>向上活動支援に係る事務</u>	北海道土地改良事業団体連合会 経理主任者														
三 <u>農地・水保全管理支払推進交付金</u> に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会 経理主任者														

変 更 後	変 更 前
<p>(削除)</p> <p><u>三 その他目的を達成するために必要なこと</u> 北海道土地改良事業団体連合会 経理主任者</p> <p>2 [略]</p> <p>(帳簿書類の保存及び処分)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>第2章 勘定科目及び会計帳簿類 [略]</p> <p>第3章 予算 [略]</p> <p>第4章 出納 [略]</p> <p>第5章 物品 [略]</p> <p>第6章 決算 [略]</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第38条 <u>多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第〇〇〇号)</u>、<u>多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第〇〇〇号)</u>、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号) 1 [略]</p>	<p><u>四 向上活動推進事業補助金等に係る事務</u> 北海道土地改良事業団体連合会 経理主任者</p> <p>2 [略]</p> <p>(帳簿書類の保存及び処分)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>第2章 勘定科目及び会計帳簿類 [略]</p> <p>第3章 予算 [略]</p> <p>第4章 出納 [略]</p> <p>第5章 物品 [略]</p> <p>第6章 決算 [略]</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第38条 <u>農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月6日付け23農振第2342号)</u>、<u>農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成24年4月6日付け23農振第2343号)</u>、協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号) 1 [略]</p>

変 更 後	変 更 前
<p data-bbox="203 234 1003 268">附 則(平成 23 年 8 月 30 日付け 23 道協議会第 64 号)</p> <p data-bbox="203 277 300 311">1 [略]</p> <p data-bbox="203 360 293 394">附 則</p> <p data-bbox="203 403 300 437">1 [略]</p> <p data-bbox="203 486 293 520">附 則</p> <p data-bbox="219 521 869 555"><u>この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1149 234 1944 268">附 則(平成 23 年 8 月 30 日付け 23 道協議会第 64 号)</p> <p data-bbox="1149 277 1245 311">1 [略]</p> <p data-bbox="1149 360 1238 394">附 則</p> <p data-bbox="1149 403 1245 437">1 [略]</p>

「北海道農地・水保全管理対策協議会文書取扱規程」新旧対照表

変 更 後	変 更 前
北海道農地・水保全管理対策協議会文書取扱規程	北海道農地・水保全管理対策協議会文書取扱規程
平成 19 年 4 月 16 日制定 平成 23 年 8 月 30 日変更 平成 24 年 4 月 6 日変更 <u>平成 26 年 4 月 1 日変更</u>	平成 19 年 4 月 16 日制定 平成 23 年 8 月 30 日変更 平成 24 年 4 月 6 日変更
(目的)第1条～(文書の発行名義人)第4条 [略]	(目的)第1条～(文書の発行名義人)第4条 [略]
(文書管理責任者)	(文書管理責任者)
第5条 次の各号に掲げる道協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。	第5条 次の各号に掲げる道協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。
(事務の区分)	(事務の区分)
一 <u>多面的機能支払交付金</u> に係る事務	一 <u>共同活動支援交付金</u> に係る事務
北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長
(削除)	二 <u>向上活動支援に係る事務</u>
二 <u>多面的機能支払推進交付金</u> に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長
北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長	三 <u>農地・水保全管理支払推進交付金</u> に係る事務
三 <u>その他目的を達成するために必要なこと</u>	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長
北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長	四 <u>向上活動推進事業補助金等に係る事務</u>
(削除)	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長
2 [略]	2 [略]
(文書に関する帳簿)第6条～(文書の廃棄)第23条 [略]	(文書に関する帳簿)第6条～(文書の廃棄)第23条 [略]

変 更 後	変 更 前
<p>(雑則)</p> <p>第 24 条 <u>多面的機能支払交付金実施要綱(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第〇〇〇号)</u>、<u>多面的機能支払交付金実施要領(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第〇〇〇号)</u>、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則(平成 19 年 4 月 16 日付け 19 道協議会第 1 号) 1 [略]</p> <p>附 則(平成 23 年 8 月 30 日付け 23 道協議会第 64 号) 1 [略]</p> <p>附 則 1 [略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(雑則)</p> <p>第 24 条 <u>農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2342 号)</u>、<u>農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2343 号)</u>、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則(平成 19 年 4 月 16 日付け 19 道協議会第 1 号) 1 [略]</p> <p>附 則(平成 23 年 8 月 30 日付け 23 道協議会第 64 号) 1 [略]</p> <p>附 則 1 [略]</p>

「北海道農地・水保全管理対策協議会公印取扱規程」新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>北海道農地・水保全管理対策協議会公印取扱規程</p> <p>平成 19 年 4 月 16 日制定 平成 23 年 8 月 30 日変更 平成 24 年 4 月 6 日変更 <u>平成 26 年 4 月 1 日変更</u></p> <p>(趣旨)第1条～(使用範囲)第 11 条 [略]</p> <p>(雑則)</p> <p>第 12 条 <u>多面的機能支払交付金実施要綱(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第〇〇〇号)</u>、<u>多面的機能支払交付金実施要領(平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第〇〇〇号)</u>、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則(平成 19 年 4 月 16 日付け 19 道協議会第 1 号) 1 [略]</p> <p>附 則(平成 23 年 8 月 30 日付け 23 道協議会第 64 号) 1 [略]</p> <p>附 則 1 [略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>北海道農地・水保全管理対策協議会公印取扱規程</p> <p>平成 19 年 4 月 16 日制定 平成 23 年 8 月 30 日変更 平成 24 年 4 月 6 日変更</p> <p>(趣旨)第1条～(使用範囲)第 11 条 [略]</p> <p>(雑則)</p> <p>第 12 条 <u>農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2342 号)</u>、<u>農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成 24 年 4 月 6 日付け 23 農振第 2343 号)</u>、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則(平成 19 年 4 月 16 日付け 19 道協議会第 1 号) 1 [略]</p> <p>附 則(平成 23 年 8 月 30 日付け 23 道協議会第 64 号) 1 [略]</p> <p>附 則 1 [略]</p>

「北海道農地・水保全管理対策協議会内部監査実施規程」新旧対照表

変 更 後	変 更 前
北海道農地・水保全管理対策協議会内部監査実施規程	北海道農地・水保全管理対策協議会内部監査実施規程
平成 19 年 4 月 16 日制定 平成 23 年 8 月 30 日変更 平成 24 年 4 月 6 日変更 平成 26 年 4 月 1 日変更	平成 19 年 4 月 16 日制定 平成 23 年 8 月 30 日変更 平成 24 年 4 月 6 日変更
(趣旨)	(趣旨)
第1条 北海道農地・水保全管理対策協議会(以下「道協議会」とい う。)の業務及び資金管理に関する内部監査は、この内部監査実 施規程により実施するものとする。	第1条 北海道農地・水保全管理対策協議会の業務及び資金管理 に関する内部監査は、この内部監査実施規程により実施するもの とする。
(監査員の指名)第2条～(内部監査結果の不適合の是正)第6条 [略]	(監査員の指名)第2条～(内部監査結果の不適合の是正)第6条 [略]
(雑則)	(雑則)
第7条 <u>多面的機能支払交付金実施要綱(平成 26 年4月 1 日付け 25 農振第〇〇〇号)</u> 、 <u>多面的機能支払交付金実施要領(平成 26 年4月 1 日付け 25 農振第〇〇〇号)</u> 、道協議会規約及びこの 規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹 事会の承認を得た後、会長が定める。	第7条 <u>農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成 24 年4月 6 日付け 23 農振第 2342 号)</u> 、 <u>農地・水保全管理支払交付金実施 要領(平成 24 年4月 6 日付け 23 農振第 2343 号)</u> 、道協議会規 約及びこの規程に定めるもののほか、内部監査に必要な事項は、 幹事会の承認を得た後、会長が定める。
附 則(平成 19 年 4 月 16 日付け 19 道協議会第 1 号) 1 [略]	附 則(平成 19 年 4 月 16 日付け 19 道協議会第 1 号) 1 [略]
附 則(平成 23 年 8 月 30 日付け 23 道協議会第 64 号)	附 則(平成 23 年 8 月 30 日付け 23 道協議会第 64 号)

1 [略]

附 則

1 [略]

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

1 [略]

附 則

1 [略]

議案第2号

平成25年度事業報告及び収入支出補正予算・決算見込みについて

この会の平成25年度事業報告及び収入支出補正・決算見込みについて、別記のとおり承認を求める。

平成26年3月28日 提出

北海道農地・水保全管理対策協議会
副会長 宮谷内 留 雄

平成25年度 事業報告

I 会員の状況

会 員	備 考
北海道農政部 本対策を実施する活動組織がある103市町村 北海道土地改良事業団体連合会 北海道農業協同組合中央会 北海道市長会 北海道町村会 北海道農業会議	活動組織693団体
109機関・団体	

II 本道協議会の運営

1 総会の開催

(1) 臨時総会（書面総会）

基準日 平成25年5月27日（月）

内 容 平成24年度事業報告及び収入支出決算について

議 決 会員108機関・団体の内、賛成108、反対0

(2) 第1回通常総会

日 時 平成26年3月28日（金） 13時30分～

場 所 KKRホテル札幌 5階「丹頂」

内 容 ・規約・諸規程の変更

・平成25年度事業報告及び収入支出補正予算・決算見込みについて

・平成26年度事業計画及び収入支出予算について

・役員の補欠選任について

出席者 会員市町村及び関係機関・団体、道農政事務所、北海道開発局、関係総合振興局・振興局、事務局

2 幹事会の開催

(1) 第1回幹事会（書面幹事会）

基準日 平成25年5月24日（金）

内 容 平成25年度臨時総会（書面総会）に係る付議事項について

議 決 22機関・団体幹事の内、賛成22、反対0

(2) 第2回幹事会

日 時 平成26年3月28日（金） 10時30分～

場 所 KKRホテル札幌 3階「鳳凰」

- 内 容 ・平成25年度第1回通常総会に付議する事項について
・平成26年度の支援計画及び事務スケジュール等について
- 出席者 会員市町村幹事及び機関・団体幹事、道農政事務所、北海道開発局、
関係総合振興局・振興局、事務局

Ⅲ 推進・指導

1 活動組織説明会等の開催

(1) 地域別活動組織連絡協議会等が主催する研修会等への支援

日 時 平成25年6月24日(月)

場 所 北見市

- 内 容 ・活動事例報告
・計画策定、関係書類の作成手法等について
・意見交換 他

出席者 会員市町村及び各活動組織、関係機関・団体、関係総合振興局、事務局

(2) 事務経理担当者等会議の開催

日 時 平成25年8月28日(水)～10月28日(月)

場 所 道内5市町において開催

- 内 容 ・本対策(2期対策)の実施に関する基本方針について
・各活動組織における事務・会計処理について他

出席者 道農政事務所、会員市町村及び各活動組織、関係機関・団体、関係総合振興局・振興局、事務局

(3) 農村振興リーダー研修会の開催協力

日 時 平成25年10月30日(水)～平成25年11月1日(金)

場 所 道民活動振興センター(かでの2・7)

- 内 容 ・本対策の状況報告について
・ワークショップを活用した地域づくりについて
・事例地区からの報告他

出席者 全国農村振興技術連盟、NPO法人TEAM・田園、
会員市町村及び活動組織、関係機関・団体、事務局

(4) ブロック別活動組織報告会(各ブロック主催)

日 時 平成26年2月13日(木)、平成26年3月10日(月)

場 所 十勝ブロック(帯広市)、渡島・檜山ブロック(上ノ国町)

- 内 容 ・活動組織の取り組み状況報告、意見交換
・多面的機能支払交付金の概要説明他

出席者 会員市町村及び各活動組織、関係機関・団体、道農政事務所、北海道開発局、
関係総合振興局、事務局

(5) 活動組織等技術支援研修会

日 時 平成26年2月20日(木) 13時30分～

場 所 札幌市教育文化会館「大ホール」

内 容 ・基調講演「農業・農村てすばらしい」
・新たな「多面的機能支払交付金」について

出席者 会員市町村及び活動組織、関係機関・団体、農林水産省、道農政事務所、
北海道開発局、関係総合振興局・振興局、事務局

(6) 多面的機能支払交付金に係る説明会

日 時 平成26年2月24日(月)～平成26年3月14日(金)

場 所 道内16市町村において開催

内 容 多面的機能支払交付金について説明

出席者 会員市町村及び活動組織、関係機関・団体、道農政事務所、北海道開発局、
関係総合振興局・振興局、事務局

2 活動組織の指導等

(1) 会計経理事務指導

日 時 平成25年4月18日(木)～平成25年5月10日(金)

場 所 道内23市町村において開催

内 容 ・総会等の実施状況について
・会計経理証拠書類の整理状況について

出席者 会員市町村及び各活動組織、関係機関・団体、関係総合振興局・振興局、
事務局

(2) 農林水産省抽出検査及び現地調査

①第1回抽出検査(共同活動)

日 時 平成25年8月1日(木)～2日(金)

場 所 留萌市役所、羽幌町役場、小平町役場
4活動組織(留萌市、初山別村、羽幌町、小平町)

内 容 ・総会等の実施状況について
・会計経理証拠書類の整理状況について
・金銭出納簿と領収書の整合について

出席者 農林水産省、道農政事務所、会員市町村及び各活動組織、関係振興局、
事務局

②第2回抽出検査(共同活動)

日 時 平成25年10月23日(水)

場 所 富良野土地改良区
1活動組織(富良野市)

- 内 容 ・総会等の実施状況について
・会計経理証拠書類の整理状況について
・金銭出納簿と領収書の整合について他

出席者 農林水産省、道農政事務所、会員市町村及び各活動組織、関係総合振興局、事務局

③第3回抽出検査（共同活動）

日 時 平成25年11月7日（木）～8日（金）

場 所 上川町役場、愛別町役場、和寒町役場、士別市役所
9活動組織（上川町、愛別町、剣淵町、和寒町、士別市）

- 内 容 ・総会等の実施状況について
・会計経理証拠書類の整理状況について
・金銭出納簿と領収書の整合について他

出席者 農林水産省、道農政事務所、会員市町村及び各活動組織、関係総合振興局、事務局

④第4回抽出検査（共同活動）

日 時 平成25年12月18日（水）～19日（木）

場 所 蘭越町役場、後志総合振興局
7活動組織（蘭越町、倶知安町、京極町、赤井川村、真狩村、共和町、ニセコ町）

- 内 容 ・総会等の実施状況について
・会計経理証拠書類の整理状況について
・金銭出納簿と領収書の整合について他

出席者 農林水産省、道農政事務所、会員市町村及び各活動組織、関係総合振興局、事務局

⑤第5回抽出検査（共同活動）

日 時 平成26年1月21日（火）～22日（水）

場 所 下金山交流センター、雨竜町役場、浦臼町役場、岩見沢市役所北村支所
4活動組織（南富良野町、雨竜町、浦臼町、岩見沢市）

- 内 容 ・総会等の実施状況について
・会計経理証拠書類の整理状況について
・金銭出納簿と領収書の整合について他

出席者 道農政事務所、会員市町村及び各活動組織、関係総合振興局、事務局

⑥第1回向上活動支援に係る現地調査

日 時 平成25年8月2日（金）

場 所 赤平市、旭川市 2活動組織

内 容 向上活動支援の書類審査及び現地視察

出席者 農林水産省、道農政事務所、会員市町村及び活動組織、関係総合振興局、事務局

⑦第2回向上活動支援に係る現地調査

日時 平成25年10月10日(木)

場所 美唄市、浦臼町 2活動組織

内容 向上活動支援の進捗状況等の確認

出席者 農林水産省、道農政事務所、会員市町村及び活動組織、関係総合振興局、事務局

⑧保全管理の実態把握調査

日時 平成25年11月6日(水)～8日(金)

場所 美深町、比布町、鷹栖町 3活動組織

内容 農用地の保全管理の現地実態調査

出席者 農林水産省、道農政事務所、会員市町村及び活動組織、関係総合振興局、事務局

⑨向上活動支援に係る遂行状況調査

日時 平成26年2月3日(月)、平成26年2月6日(木)

場所 てしおがわ土地改良区、大雪土地改良区、栗山土地改良区 11活動組織

内容 向上活動支援の進捗状況等の確認

出席者 道農政事務所、会員市町村及び活動組織、関係総合振興局、事務局

⑩道協議会に係る運営状況及び会計経理調査

日時 平成25年12月20日(金)

場所 水土里ネット北海道会議室

内容 道協議会の運営状況及び会計経理に関する調査

出席者 農林水産省、道農政事務所、事務局

(3) 資源保全・管理活動の把握・分析のための補完調査

日時 平成25年9月20日(金)～27日(金)

場所 道内17市町村において開催

内容 共同活動における活動記録の補完調査

出席者 会員市町村及び各活動組織、関係総合振興局・振興局、事務局

3 推進に関する手引き等の作成

- ・多面的機能支払交付金に係るパンフレット、概要の作成

IV 共同活動支援交付金及び向上活動支援の交付事務

1 交付金等総額

(単位：ha、千円)

区 分	対象農用地面積	交付金等	備 考
共同活動支援交付金	423,778	5,931,981	国費・道費・市町村費
向上活動支援補助金等	—	88,266	道費・市町村費
合 計		6,020,247	

2 支援交付金の交付状況

(1) 共同活動支援交付金 (※ 交付割合は予算に対する支出実績の割合)

- ① 第1期支援交付金の交付
期 日 平成25年5月9日(木)
交付額 総額 79,102千円(交付割合 1.3%)
- ② 第2期支援交付金の交付
期 日 平成25年5月31日(金)
交付額 総額 1,421,338千円(交付割合 24.1%)
- ③ 第3期支援交付金の交付
期 日 平成25年6月28日(金)
交付額 総額 1,223,289千円(交付割合 43.7%)
- ④ 第4期支援交付金の交付
期 日 平成25年7月31日(水)
交付額 総額 823,833千円(交付割合 56.9%)
- ⑤ 支援交付金の追加交付
期 日 平成25年8月30日(金)
交付額 総額 1,373,312千円(交付割合 78.9%)
- ⑥ 支援交付金の追加交付
期 日 平成25年9月30日(月)
交付額 総額 272,995千円(交付割合 83.3%)
- ⑦ 第5期支援交付金の交付
期 日 平成25年12月13日(金)
交付額 総額 634,120千円(交付割合 93.5%)
- ⑧ 第6期支援交付金の交付
期 日 平成26年1月31日(金)
交付額 総額 41,518千円(交付割合 94.2%)
- ⑨ 第7期支援交付金の交付
期 日 平成26年3月14日(金)
交付額 総額 62,541千円(交付割合 95.2%)
- ⑩ 支援交付金の精算(予定)
期 日 平成26年3月28日(金)
交付額 総額 △ 67千円

(2) 向上活動支援補助金等(道費・市町村費) (※ 交付割合は予算に対する支出実績の割合)

- ① 1回目 支援補助金等の交付

- 期 日 平成25年7月24日(水)
交付額 総額 5,985 千円(交付割合 5.0%)
- ② 2回目 支援補助金等の交付
期 日 平成25年8月30日(金)
交付額 総額 32,599 千円(交付割合 32.1%)
- ③ 3回目 支援補助金等の交付
期 日 平成25年11月11日(月)
交付額 総額 6,552 千円(交付割合 37.6%)
- ④ 4回目 支援補助金等の交付
期 日 平成25年12月13日(金)
交付額 総額 43,130 千円(交付割合 73.5%)

V その他本対策の円滑な推進に必要な事項

○ 平成25年度 主な活動支援・道民理解促進事業の結果

(1) 「とんぼの未来・北の里づくり」対策ポータルサイトの運営

活動の支援及び対策への道民理解の促進を目的として、「北海道農地・水保全管理対策協議会Webサイト」を活用し、本道における活動組織や活動事例の紹介を行うとともに、活動支援情報としてデータベースの構築、関係機関等が開設する関連ホームページとのリンクを行うなど、効果の高い取組を促すとともに、広く農村理解と交流の促進を図った。

(2) その他の活動支援の取組み

農地・水保全管理支払交付金等の推進に資するため、関係機関と連携した啓発活動として、平成26年11月に弟子屈町(釧路総合振興局主催)、2月～3月に北海道庁ロビー及び留萌振興局においてパネル展示等を実施した。

平成25年度 収入支出補正予算・決算見込み

収入決算見込額 6,083,138,555 円
 支出決算見込額 6,063,391,730 円
 差引 残 高 19,746,825 円 (国へ返還)

収入の部

(単位：円)

会計区分	予算額	決算見込額	増△減	備考
共同活動支援交付金受入	6,232,948,000	5,951,145,792	△ 281,802,208	面積等の減
内訳				
国費交付金	3,116,474,000	2,985,155,000	△ 131,319,000	
道費補助金	1,558,237,000	1,482,995,251	△ 75,241,749	
市町村負担金	1,558,237,000	1,482,995,541	△ 75,241,459	
向上活動支援補助金等受入	120,130,000	88,266,060	△ 31,863,940	取り組みの減
内訳				
道費補助金	60,065,000	44,133,030	△ 15,931,970	なお、国費は、直接支払い
市町村負担金	60,065,000	44,133,030	△ 15,931,970	
農地・水保全管理支払推進 交付金事業	42,000,000	41,500,000	△ 500,000	国費の減
向上活動推進事業	1,148,000	1,062,000	△ 86,000	取り組みの減
内訳				
道費補助金	574,000	531,000	△ 43,000	
市町村負担金	574,000	531,000	△ 43,000	
返還金受入(過年度)	10,000	1,164,703	1,154,703	面積精査等による過年度 返還金の増
合 計	6,396,236,000	6,083,138,555	△ 313,097,445	

支出の部

(単位：円)

会計区分	予算額	決算見込額	増△減	備考
共同活動支援交付金払出	6,232,948,000	5,931,981,326	△ 300,966,674	面積等の減
内訳				
国費交付金	3,116,474,000	2,965,990,534	△ 150,483,466	
道費補助金	1,558,237,000	1,482,995,251	△ 75,241,749	
市町村負担金	1,558,237,000	1,482,995,541	△ 75,241,459	
向上活動支援補助金等払出	120,130,000	88,266,060	△ 31,863,940	取り組みの減
内訳				
道費補助金	60,065,000	44,133,030	△ 15,931,970	なお、国費は直接支払い
市町村負担金	60,065,000	44,133,030	△ 15,931,970	
農地・水保全管理支払推進 交付金事業	42,000,000	41,500,000	△ 500,000	国費の減
向上活動推進事業	1,148,000	1,062,000	△ 86,000	取り組みの減
内訳				
道費補助金	574,000	531,000	△ 43,000	
市町村負担金	574,000	531,000	△ 43,000	
返還金払出(過年度)	10,000	582,344	572,344	道費・市町村費
合 計	6,396,236,000	6,063,391,730	△ 332,844,270	

議案第3号

平成26年度事業計画及び収入支出予算について

この会の平成26年度事業計画及び収入支出予算について、別記のとおり議決を求める。

平成26年3月28日 提出

北海道農地・水保全管理対策協議会
副会長 宮谷内 留雄

※ 農林水産省農村振興局長の承認を受けるため、当該事項について字句修正等の軽易な変更を行う場合は、会長においてこれを専決することができるものとし、その結果を報告するものとする。

北海道農地・水保全管理対策協議会
平成26年度事業計画（案）

1 事業目的

本道協議会は、農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに農業用排水路等の施設の長寿命化のための活動の推進等に資することを目的とする。

2 事業内容

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月〇日25農振第〇〇号）に示される多面的機能支払交付金に係る事業主体として、対象組織に交付金等を交付するほか、多面的機能支払推進交付金の事業主体として対象活動組織等に対する指導・助言を行うなど、本対策の円滑な推進に向け、以下の業務を行う。

- (1) 本道協議会の運営
- (2) 推進・指導
 - ア 対象活動組織等への説明会の開催
 - イ 対象活動組織等への指導・助言
 - ウ 推進に関する手引きの作成
- (3) 多面的機能支払交付金に係る交付金等の交付・申請事務
- (4) その他本対策の円滑な推進に必要な事項

3 その他（道民理解促進活動）

- (1) 「とんぼの未来・北の里づくり」対策ポータルサイトの運営

活動の支援及び対策への道民理解の促進のため、「北海道農地・水保全管理対策協議会Webサイト」の更新を適宜行い、同サイトにおいて、各市町村や活動組織等が開設する関連ホームページとのリンクなどにより、活動組織・活動計画の紹介等の情報提供を行い、効果の高い取り組みを促すとともに、広く農村理解と交流の促進を図る。

- ・サイト運営 平成26年4月～平成27年3月

- (2) 他の地域づくり関連活動との連携促進等

関係機関・団体等が行う各種地域づくり関連施策との連携等により、本対策の広報・啓発を図る。

- ・各種啓発等 平成26年4月～平成27年3月

(参 考)

平成26年度 多面的機能支払交付金（北海道）取り組み概要

区 分	活動農用地面積	交 付 額	参 考
農地維持支払 交付金	6.2万 ha 内訳 〔田 1.9万 ha 畑 3.0万 ha 草地 1.3万 ha〕	7,643,880 千円	(H25 実績) 103市町村 693活動組織
資源向上支払 交付金 (共同活動他)	4.4万 ha 内訳 〔田 1.6万 ha 畑 2.1万 ha 草地 7万 ha〕	3,109,108 千円	
資源向上支払 交付金 (長寿命化)		192,148 千円	(H25 実績) 16市町村 59活動組織

平成26年度 収入支出予算 (案)

収入予算合計	11,065,136,000	円
支出予算合計	11,065,136,000	円
差引残高	0	円

収入の部

(単位：円)

会計区分	平成26年度 予算額	平成25年度 予算額	増△減	備考
多面的機能支払交付金受入	10,945,136,000	0	10,945,136,000	皆増(事業費ベース)
農地維持支払交付金	7,643,880,000	0	7,643,880,000	同上
資源向上支払交付金(共同他)	3,109,108,000	0	3,109,108,000	同上
資源向上支払交付金(長寿命化)	192,148,000	0	192,148,000	同上
多面的機能支払推進交付金受入	100,000,000	42,000,000	58,000,000	事業名の変更 国費の増
返還金受入	20,000,000	10,000	19,990,000	返還金の受入
共同活動支援交付金受入	0	6,232,948,000	△ 6,232,948,000	廃款
向上活動支援補助金等受入	0	120,130,000	△ 120,130,000	廃款
向上活動推進事業	0	1,148,000	△ 1,148,000	廃款
合 計	11,065,136,000	6,396,236,000	4,668,900,000	

支出の部

(単位：円)

会計区分	平成26年度 予算額	平成25年度 予算額	増△減	備考
多面的機能支払交付金払出	10,945,136,000	0	10,945,136,000	皆増(事業費ベース)
農地維持支払交付金	7,643,880,000	0	7,643,880,000	同上
資源向上支払交付金(共同他)	3,109,108,000	0	3,109,108,000	同上
資源向上支払交付金(長寿命化)	192,148,000	0	192,148,000	同上
多面的機能支払推進交付金払出	100,000,000	42,000,000	58,000,000	研修会等 20,000,000円 事務委託 80,000,000円 なお、事務委託については、本協議会規約第4条2項に基づき、北海道土地改良事業団体連合会に委託することとしたい。
返還金払出	20,000,000	10,000	19,990,000	
共同活動支援交付金払出	0	6,232,948,000	△ 6,232,948,000	廃款
向上活動支援補助金等払出	0	120,130,000	△ 120,130,000	廃款
向上活動推進事業	0	1,148,000	△ 1,148,000	廃款
合 計	11,065,136,000	6,396,236,000	4,668,900,000	

議案第4号

役員補欠選任について

この会の会長の退任に伴い、規約第8条第2項の規定により役員の後任を補欠選任したいので、次のとおり議決を求める。

会 長 1名

平成26年3月28日 提出

北海道農地・水保全管理対策協議会
副会長 宮谷内 留 雄

(参考：本協議会規約、抜粋)

規約第8条 道協議会に次の役員を置く。

- 一 会 長 1名
 - 二 副会長 3名
 - 三 監 事 1名
- 2 前項の役員は、第5条第2項の代表者の中から総会において選任する。
 - 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

規約第10条 役員任期は、3年間とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(参 考)

北海道農地・水保全管理対策協議会 役員名簿

(任期：平成25年4月1日～平成28年3月31日)

役 職	氏 名	団 体 ・ 職 名	備 考
会 長	(欠 員)		眞野会長、平成 25年9月18日付け 退任
副会長	市川 隆司	北海道農政部活性化支援担当局長	
副会長	西川 将人	旭川市長	
副会長	宮谷内 留雄	蘭越町長	
監 事	長谷川 幸男	北海道農業協同組合中央会副会長	